

平成 23 年度赤い羽根共同募金
「ボランティア・NPO活動支援事業」助成要領

社会福祉法人 長崎県共同募金会

1. 趣 旨

長崎県共同募金会（以下、「本会」という）は、地域福祉の推進及び先駆的・開拓的な活動を行っているボランティアグループ、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という）に対し、その活動を支援するため公募を実施することとし、助成要領を以下のとおり定める。

2. 助成対象の要件

長崎県内を活動範囲とし、福祉または福祉に関連する保健、医療、教育等の分野において活動しているボランティアグループ、NPO法人で次の要件を満たしていること。

- (1) 助成を受けようとする活動・事業に要する資金の確保に困難をきたしていること。
- (2) 公費あるいはそれに準ずるものの助成を受けていない活動・事業であること。
- (3) 自主性・非営利・公開を原則としていること。
 - ・自主性…特定の企業・政党・宗教団体等から独立して運営・活動していること。
 - ・非営利…その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
 - ・公 開…活動・事業の内容や財務の状況を自ら積極的に公開していること。

3. 助成対象とする事業

次に掲げる事業で、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に実施完了する事業を対象とする。

- (1) 児童、障害者、高齢者等への福祉サービス・支援活動事業
- (2) サービス提供、支援活動に必要な備品・器材等整備事業
- (3) サービス提供、支援活動に必要な研修、PR資料作成事業

4. 助成対象としない事業

- (1) 介護保険サービス事業
- (2) 事務処理用の事務機器、通信機器の整備事業
- (3) 活動・事業の立ち上げ支援の観点から、以前から継続し、すでに軌道に乗っている事業
- (4) 趣味活動の延長としての慰問活動等

5. 助成対象としない費用

- (1) 飲食費
- (2) 人件費に類するもの
- (3) 視察旅費
- (4) 事務所となる家屋、部屋の借上料

但し、家屋、部屋が直接サービスの提供場所となる場合は助成の対象とする。

- (5) 建物の増改築等の施設整備費
- (6) その他、当該団体の通常の事業運営費

6. 助成額

助成は、実施しようとする活動・事業に係る経費の3/4以内とし、1団体30万円を限度とする（助成総額 300万円を予定）。

7. 助成の対象となる事業の実施期間

この要領による助成の対象となる事業の実施期間は、同一の活動・事業について原則として1年とする。

8. 申請方法

所定の様式による助成申請書等に必要な事項を記入し、本会に提出する。助成申請書等様式は、本会に直接請求のこと。（本会ホームページからダウンロードも可）

【提出書類】

- ①赤い羽根共同募金助成申請書（様式1-1）
- ②団体の概要（様式1-2）
- ③助成を申請する事業の実施計画書（様式1-3）
- ④助成を申請する事業の収支予算書（様式1-4）

【申請期間】

平成24年1月10日（火）～平成24年2月21日（火）まで

【郵送先／お問合せ先】

社会福祉法人 長崎県共同募金会 （担当：斉藤）
〒852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内
TEL 095-846-8682 FAX 095-846-8565
E-mail y-saitoh@akaihane-nagasaki.or.jp

9. 審査選考

審査選考は、本会配分委員会の審議結果に基づき、理事会・評議員会において助成額を決定する。

また、予算を超える申請があった場合には、要件を満たし、かつ適切な事業内容であっても、本年度の助成対象とならない場合もある。

なお、本会配分委員会は、平成24年3月中旬、理事会・評議員会は、同3月下旬にそれぞれ開催する。

助成の可否については、平成24年4月1日付で申請のあった団体に、本会より直接通知するものとする。

10. 助成金の交付

助成対象となった団体からの交付請求書（所定様式）に基づき、事業実施時期に配慮し交付する。

11. 助成の明示

この要領により助成を受けた事業は、本会が指定する方法（助成決定時に添付する「共同募金助成明示資料」）で「赤い羽根共同募金」の助成を受けたことを明示しなければならない。

12. 報 告

助成を受けた団体は、実施した事業の報告書（所定様式）を本会へ提出するものとする。

なお、本会が必要と認めた場合は、事業の実施途中及び完了後にかかわらず、事業に係る範囲内で調査を行う。

13. 助成金の返還等

助成を受けた団体が、助成金を不正または虚偽に使用した場合は、すでに交付した助成金の返還を命じることがある。

14. その他

上記4. に助成対象としない事業として記載しているが、事業内容によっては対象とする場合もあるので、事前に本会へ相談のこと。

※個人情報保護について

- ①申請書等に記載いただく個人情報、本会において適正に管理し、無断で第三者に提供いたしません。
- ②申請書等に記載いただく代表者名、担当者名は、助成審査に係る連絡等に使用いたします。

※1. 申請書類のFAXでのご送付は、ご遠慮下さい。

※2. 申請書類や添付書類は返却できませんので、予めご了承下さい。ご提出の場合は、必ずコピー（控え）をとっておいて下さい。